

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務管理
2. 個人所得税 (PIT)
3. 法人税 (CIT)
4. 付加価値税 (VAT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. イミグレーション
7. トレーディング及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版又はベトナム語版の添付ニュースレターをご参照ください。





税務管理



ガイダンス

従属支店における個人所得税 （「PIT」）の申告

会社が本社と同じ省以外に所在する工場を従属会計単位としている場合、会社は本社で個人所得税を申告しなければなりません。

財務省（MOF）が「Law on Tax Administration（2019年）」および政令第126/NĐ-CP号の実施に関する通達を公布するまでは、2021年2月26日付のオフィシャルレター第1938/BTC-TCT号に記載されている文書の指導に従って、2021年の課税期間の個人所得税の申告を継続する必要があります。

(Bac Ninh 省税務局発行の 2021年7月19日付オフィシャルレター No. 2034/CTBNI-KK)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税（PIT）



ガイダンス

Covid-19による従業員に関する費用に対するPIT

Covid-19の流行を防止するための対策を実施する上で、企業が省人民委員会、工業団地管理委員会から、会社に勤務する従業員の食事代や宿泊費、会社に出勤及び帰宅する際の定期的なCovid-19検査費用、会社に滞在しなければならない際の従業員の手当などの費用を支払うよう要請された場合、個人所得税の取扱いは以下の通りです。

- 上記の費用が受益者である従業員の個人名を明確に記載している場合、その費用は従業員の課税所得に含めます。
- 上記の費用が受益者である従業員の特定の個人でなく、グループに対してのものである場合、その費用は個人所得税（PIT）計算の為の課税所得に含めません。

(Bac Ninh 省税務局発行の2021年6月29日付オフィシャルレターNo. 1883/CTBNI-TTHT)

Covid-19の予防費用に関するPIT (2020年6月1日付オフィシャルレターNo. 44403/CT-TTHTの差替え)

Covid-19期間中、企業がCovid-19感染を防止する為に、マスク、手指消毒剤、保護用具、又は集団従業員の感染検査器を購入する為の費用を負担した場合、その費用は個人所得税（PIT）の対象となる従業員の課税所得には含まれません。

(ハノイ 税務局発行の2020年7月16日付オフィシャルレター No. 66297/CT-TTHT)

PITに関する政策

会社が従業員にベトナムドンで給与を支払う場合、会社は上記のベトナムドンで支払われた所得に対する個人所得税を源泉徴収し、申告し、納付する義務を負います。

(税務総局発行の2021年7月19日付オフィシャルレター No. 2654/TCT-DNNCN)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人税（CIT）



ガイダンス

裾野産業（「SI」）製品を製造に関する、2015年以前のプロジェクトに対する税制上の優遇措置

2015年1月1日以前に投資プロジェクトを立ち上げた企業で以下の要件を満たす場合、

- 裾野産業（「SI」）製品の製造。
- 法律No. 71/2014/QH13に定められた要件を満たしています。
- 他の条件の下で法人税（CIT）の優遇の適用対象となります（SIインセンティブ以外）。

SIインセンティブ証明書の交付を受けた際、政府の2021年6月4日付政令第57/2021/ND-CP号に基づき、SI製品を製造するプロジェクトから発生する所得に対して、残りの課税期間中、法人所得税（CIT）のインセンティブを適用することができます。

(ハノイ 税務局発行の2021年7月13日付オフィシャルレター No. 27052/CTHN-TTHT)

工業団地の労働者用住宅関連費用

工業団地内の労働者用住宅の建設、運営、初期設備に関連する費用は、Circular No.96/2015/TT-BTC の Article 4 に規定された条件を満たしている場合、固定資産として計上し、規定に基づいて減価償却され、法人税の計算上、損金算入が可能です。

(ビンズン省税務局発行の2021年7月8日付オフィシャルレター No. 11308/CTHN-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale





付加価値税（VAT）



ガイダンス

本社と異なる省の投資プロジェクトに関する付加価値税（VAT）の還付

2020年12月または2020年第4四半期以前の課税期間まで：

本社を管理する税務当局が、企業の投資プロジェクトに関する付加価値税（VAT）の申告書および還付書類を受領します。

2021年1月期または2021年1月期以降の課税期間から：

企業はそのプロジェクトが存在する税務当局で投資プロジェクトのVAT還付申告と還付請求を行います。

(ビンズン省税務局発行の2021年7月23日付オフィシャルレター No. 11926/CTBDU-TTHT)

債務取引活動のインボイス

顧客の債務の買収はVATの対象とはなりません。控除方式でVATを申告する場合、VATインボイスは販売価格の行に支払額を記入するだけで税率の行は入力する必要がなく、VAT金額の行は削除してしまっても問題ありません。

(ハノイ税務局発行の2021年7月22日付オフィシャルレター No. 28463/CTHN-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



ガイダンス

サービス提供のためにベトナムに 来越した外国人専門家の所得に課 される外国契約者税 (FCWT)

ベトナム企業が外国人契約者と契約を締結し、外国人専門家をベトナムに派遣して、米国市場に輸入される前に無害中農産物の検査・処理サービスを行う場合、外国契約者税（以下、「FCWT」）の対象となります。

ベトナム企業は、外国契約者に代わって、VAT税率5%、CIT税率5%の税金を源泉徴収し、申告・納付することになります。

(ロンアン税務局発行の2021年3月5日付オフィシャルレターNo. 656/CT-TTHT)

ベトナムでの研修活動に課される 外国契約者税 (FCWT)

外国企業Aがベトナムでのトレーニングコース開設のために、ロゴ・商標・教材・トレーニング法の使用権をベトナム企業に譲渡し、その外国企業Aがベトナム企業の研修コース開設・運営を支援するために、外国企業Bに対して、トレーニング資料の提供、教材・宣伝・マーケティング文書の翻訳、計画・研修結果の管理などのサービスを提供することを許可した場合、外国企業AまたはBに代わってベトナム企業は、源泉徴収・申告・納税する義務があります。具体的には以下のとおりです。

- ロゴ、商標、教材、トレーニング法の使用権の譲渡に伴う外国契約者Aの収入、および教材の提供に伴う外国契約者Bの収入は、技術移転法に基づく技術移転、または知的財産移転法に基づく知的財産の移転に該当する場合、ロイヤルティ収入としてはVATは課税されず、CIT税率10%が課税されます。技術移転や、知的財産の移転以外の場合は、VAT税率5%、CIT税率10%が適用されます。

- 外国契約者Bの残りのサービスの提供による収入には、VAT税率5%とCIT税率5%が適用されます。

(Bac Ninh省税務局発行の2021年7月14日付オフィシャルレター No. 1992/CTBNI-TTHT)



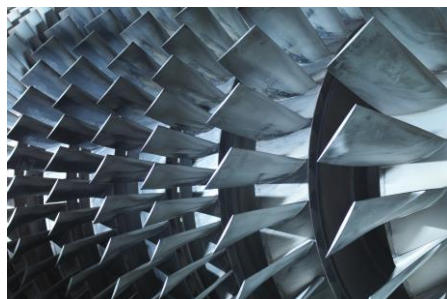
Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

イミグレーション



ガイダンス

COVID-19のワクチン接種を完了した 入国者の医療集中隔離期間の短縮

保健省は、Covid-19のワクチン接種を完了した者、またはCovid-19から回復した者のベトナム入国を許可するにあたり、医療検疫に関して以下のとおり案内しています。

1. 7日間の集中検疫と7日間の医療観察を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。（14日以内の就労を目的としてベトナムに入国した人や、Covid-19予防管理国家運営委員会および保健省の他の規定により検疫の対象となるその他の入国者を除く）
 - 出国時点前72時間以内のSARS-CoV-2（RT-PCR/ RT-LAMP法による）検査結果が陰性であり、検査を行う国の管轄当局によって付与された証明書があること。

- Covid-19のワクチン接種が完了しており（最後の接種日から入国日まで最低14日以上経過しており、接種日から入国日まで12ヶ月以内）、ワクチン接種証明書を取得済みであること。
 - または、SARS-CoV-2に感染したことがあり（入国日より6ヶ月以上前に、シングルサンプルRT-PCR法を用いてSARS-CoV-2が陽性であることを証明する書類があること）、Covid-19から回復したことを示す証明書、または治療国の管轄当局が発行した同等の書類を有していること。
2. 入国日から起算して1日目と7日目にSARS-CoV-2の検査を受けること（1日目は簡易抗原検査またはRT-PCR法のいずれかを用いるが、7日目はシングルサンプルRT-PCR法でなければならない）。検査の結果陽性となった場合は、規定に基づいた対応が必要となります。

(保健省発行の2021年8月4日付オフィシャルレター No.6288/BYT-MT)



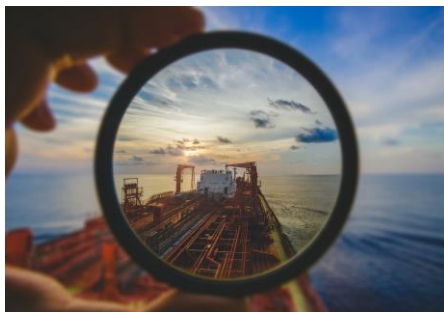
Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

トレーディング及び 税関



ガイダンス

輸出製造の為のみなし輸入原材料が 免税の対象となるかどうか

税関総局は、ケースに応じて、輸出製造用ののみなし輸入品が輸入税を免除されるか、または納付しなければならないかについてガイダンスを提供しています。

国内企業が輸出加工企業（EPE）との契約を通じて購入する、または外国の貿易業者が指定したEPEから納品されるのみなし輸入品は、モードE31（輸出製造のための輸入）による輸入申告の登録対象となり、輸入税および輸入VATが免除されます。

国内企業が外国の貿易業者の指示に従って他の国内企業から商品を受け取る場合、その場で国内消費目的の輸入（A11）、または事業・製造業務目的の輸入（A12）のモードで輸入申告を行い、輸入関税を先に支払い、事後に（商品が輸出製造に入り、輸出された後に）還付申請をしなければなりません。

(税関総局発行の2021年7月12日付オフィシャルレターNo. 3487/TCHQ-TXNK)

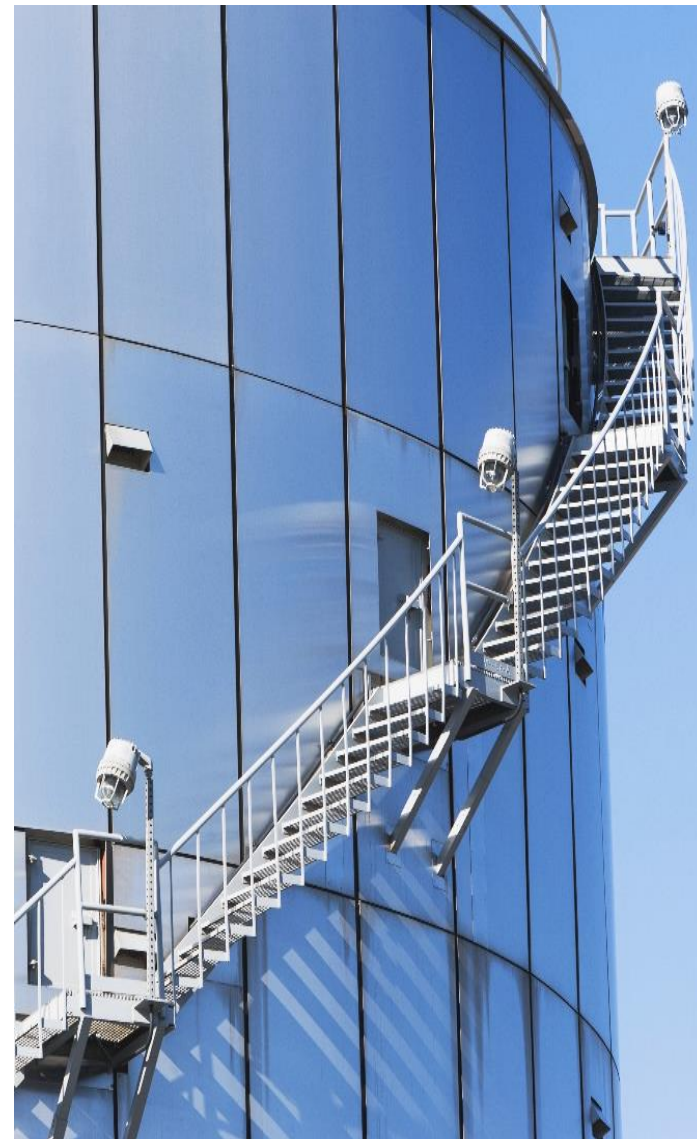
輸出製造の為に輸入された商品の破棄

税関総局のコメントは以下の通り：

「法的文書は発効時点から適用される。法的文書は、それらの文書が有効となった際に発生する行為に適用される。法的文書の規定が遡及的に発効となる場合、その規定が適用されるものとする。」

上記の規定により、2021年4月25日以前に輸出製造用の原材料を輸入し、それらを破棄する事が許可され、2021年4月25日以降にそれらを破棄した企業は、輸入関税の免除の対象となります。

(税関総署発行の2021年7月14日付オフィシャルレター No. 3542/TCHQ-TXNK)



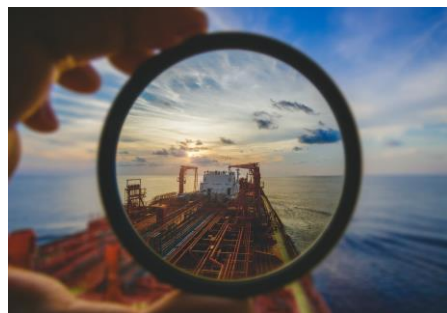
Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

トレーディング及び 税関



ガイダンス

EPEに委託加工した後でベトナム 国内市場に輸入する商品の関税価 格

国内企業が輸出品の製造または加工のために商品を輸入し、輸入した商品または輸入した商品からのみ製造された半製品を、EPEに委託して製造または加工した場合、政令第134/2016/ND-CP号第22条第2項に規定されているとおり、国内市場に商品を輸入した際に、国内企業は申告し、加工製品に規定されている輸入関税を支払わなければなりません。

税関価額には、委託加工費、EPEにより提供され、加工に使用された原材料の価額、およびCircular No.39/2015/TT-BTCの第3項第18条に規定されている調整額（ある場合）が含まれます。

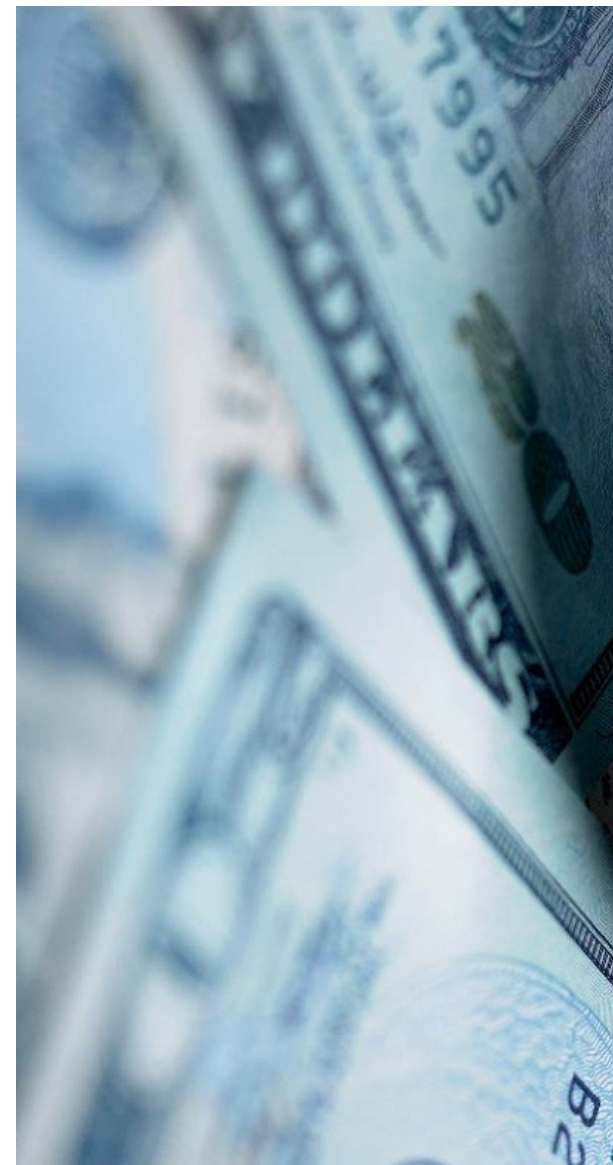
なお、税関価格には、国内企業が加工のためにEPEに送付した消耗品や原材料の価格は含まれません。

(税関総局発行の2021年7月19日付オフィシャルレターNo. 3634/TCHQ-TXNK)

同一の税関当局でのみなし輸出入手 続き

Circular No.38/2015/TT-BTC の第 86 条第 2 項の規定によると、税関申告者が選択した最寄りの税関出張所にて、輸出・輸入の通関手続きを行うことができます。つまり、企業は、みなし輸出手続を行った税関出張所で、みなし輸入手続きを行うことができます。

(ホーチミン市税関局発行の2021年8月4日付オフィシャルレターNo. 2021/HQTPHCM-GSQL)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14232
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.